大阪広域水道企業団監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、大阪広域水道企業団企業長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成24年7月30日

大阪広域水道企業団監査委員 坪内 隆 同 上西 克尚

1 指示に対する措置 (撤去品について)

監查対象機関

監査実施年月日 平成24年2月14日 監査の結果 南部水道事業所内に保管されている在庫に関して確認したところ、過去に老朽化等に伴って取替や撤去を行った際の撤去品については、その使用可能性を認めスクラップせずに現場から事業所へ持ち帰り、保管しているものがあった。これらについては、資産計上せず、緊急の対応時に使用できるものを活用しているが、現在事業所内で保管している撤去品については、再使用の可能性等を検証した上で作成された一覧表に基づき、適正に管理されたい。

南部水道事業所

措置の状況 今後は取替や撤去した際の撤去品は、当事業所へ持ち帰らないこととする。

現在、保管している撤去品については、再使用性の可能性を検証した上で、資産計上外貯蔵品一覧表で管理する。

一般維持管理用として緊急時に使用する際は、再使用性の可能性をその都度、判断して使用し、その削減に努める。

上記の内容については、6月の所内会議で説明し、統一的な対応の徹底を図った。

2 問い合わせ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階 (TEL (06) 6944-6862)

大阪広域水道企業団監査委員事務局